

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 (市町村コード)	西尾市 (213)
地域名 (地域内農業集落)	平東地区 (平東集落：上矢田町、下矢田町、国森町、新在家町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は圃場整備が実施され、田は大区画(30a/区画)での営農も可能になっており、比較的作業性が良い。 - 畑は圃場整備の際、集められ、小区画で家庭菜園などで利用されているが、今後の利用については不透明。 ・一方、工場誘致で転用されている場所もあり、幹線道路近くでは、さらなる開発も噂されている。 ・市街化区域の雨水等が用水に集められているため、大雨で田畑に浸水する。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稻、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。 ・地域内の畑については、今後地権者の意向を確認しながら、有効活用できる方法を模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.1 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.5 ha
ア. うち田の面積	62.0 ha
イ. うち畑の面積	6.5 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。 ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合にに応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。

